

# 第1章 労働委員会のあらまし

## 1 労働委員会とは

労働者と使用者との間で発生した紛争（トラブル）は、双方が対等な立場で話し合うことによって自主的に解決するのが基本であり、望ましいのですが、現実にはその話合いが常に円満に行われ、問題が解決するとは限りません。

これらの問題解決をお手伝いするため、労働組合法に基づいて国や都道府県に労働委員会（中央労働委員会、都道府県労働委員会）が設置されています。

労働委員会は、公正・中立な立場で労使間の仲立ちをし、紛争解決のお手伝いをします。

また、法律で禁止する不当労働行為があるかどうかを公正に判断して、不当労働行為の事実があるときは、簡易迅速に労働者の救済を行います。

## 2 労働委員会のしごと

労働委員会では、労働組合法、労働関係調整法等に基づいて、主に次のしごとを行っています。

### (1) 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で労働争議が発生した場合に、双方の主張の調整をするもので、あっせん、調停、仲裁の制度があります。

### (2) 個別労働関係紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で紛争が発生した場合に、話しによる円満な解決ができるようお手伝いする制度です。

### (3) 不当労働行為の審査

労働者個人又は労働組合の申立てに基づいて、使用者による不当労働行為の事実の有無を審査します。不当労働行為の事実があったと判断した場合には、それを是正する命令を出します。

### (4) 労働組合の資格審査

労働組合が、労働委員会の労働者委員の推せんや不当労働行為の救済申立てを行う際には、労働組合法上の一定の要件を備えた労働組合であることが必要であり、その適否について審査を行います。

このほかに、公益事業の争議行為予告通知に関することや、労働協約の地域的拡張適用の決議なども所管しています。

## 3 労働委員会の種類と管轄

都道府県労働委員会は原則として、その都道府県内で起こった事件を取り扱いま

す。

中央労働委員会は、二つ以上の都道府県にわたる事件や全国的に重要な事件を取り扱うほか、都道府県労働委員会の行った処分（不当労働行為の命令・決定、労働組合の資格審査の決定）についての再審査などを行います。

#### 4 労働委員会のしくみ

佐賀県労働委員会は、公益委員5名、労働者委員5名、使用者委員5名の計15名の委員で構成されています。

公益委員は、広く国民全体の利益を代表する公平な立場にあり、労働者委員と使用者委員は、それぞれ労働者側、使用者側の事情を公正に反映させる立場にあります。

このように、公・労・使の立場を代表した委員が、他からの制約を受けることなく、それぞれの立場の意向を反映して権限を行使できるのが労働委員会の特色です。

都道府県労働委員会の委員の任命は知事が行いますが、労働者委員については県内の労働組合、使用者委員については県内の使用者団体の推薦に基づいて、また公益委員については、労使双方の同意を得て任命され、任期は2年です。

会長及び会長代理は委員の互選によって公益委員の中から選ばれ、会長は労働委員会を代表します。

委員はすべて非常勤ですので、その仕事を補佐し、事務を処理するため事務局が置かれています。

